

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

国において、食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行う観点から給付金を支給することが決定されたことを受け、本市では以下のとおり支給することとしましたので、お知らせします。

1 支給対象者

区分	低所得のひとり親世帯	その他低所得の子育て世帯
申請不要	令和5年3月分の児童扶養手当受給者	左記の対象者を除く、令和4年度実施の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給対象者(※)
申請が必要	公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当を受給していない者	直近で収入が住民税均等割非課税相当に減少した子育て世帯
	所得制限により児童扶養手当を受給していない者等で、直近の収入が児童扶養手当の支給対象となる水準まで減少した者	
	<対象児童> 1 8歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 (障害児の場合は20歳未満。令和6年2月29日までの間に出生した児童を含む)	

※令和4年度実施の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給対象者とは対象児童を養育し、令和4年度分の住民税均等割が非課税または直近で収入が非課税相当に減少した者

2 対象児童数

1万9千人(見込み)

3 支給金額

児童1人当たり5万円

4 給付額合計

給付金 9億5千万円(見込み) 【財源】国庫補助金(補助率10/10)

5 給付に関するスケジュール（予定）

- 5月 2日 申請不要の対象者へ振込案内通知を発送
23日 申請不要の対象者へ支給
下旬 申請が必要な対象者（直近で収入が減少した世帯等）へ案内通知を
発送・申請受付開始

6 コールセンター等の開設

5月8日から給付金の支給に関する事務局およびコールセンターを開設し、市民からの問い合わせに対応

○千葉市子育て世帯給付金事務局

千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター1階

○コールセンター

低所得のひとり親世帯 043-400-2606

その他低所得の子育て世帯 043-400-2603

○ホームページ

低所得のひとり親世帯

<https://kodomo2021.city.chiba.lg.jp/kodomo2023-1.html>



その他低所得の子育て世帯

<https://kodomo2021.city.chiba.lg.jp/index.html>



問い合わせ先

【ひとり親世帯に関すること】

こども未来局こども未来部こども家庭支援課 電話 245-5671

【その他世帯に関すること】

こども未来局こども未来部こども企画課 電話 245-5176